番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	外国人は特定在留カードのみの交付に統一し、誰にでもわかりやすく透明な運用にできないか。 入国時の交付や出生による交付も完全に特定在留カードの発行に統一することで、在留カードと特定在留カードの二重運用による社会的費用の大幅な削減につながると思われる。 また、そのようになれば、金融機関においてはマイナンバーの確認が必ずできる。 在留期間を更新したものがいた場合、自動的に出入国在留管理庁から金融機関に通知されるシステムなども構築すれば、金融機関側の保安強化と外国人の負担軽減の一石二鳥になると提案したい。	特定在留カード等は個人番号カード機能を有するところ、個人番号カードの取得が義務とされていないことに鑑みれば、特定在留カード等の取得を義務付けることは相当ではないと考えられます。 その上で、可能な限り多くの外国人が特定在留カード等の交付を希望するよう、関係府省が連携して普及促進に努めてまいります。
2	顔写真について、現行の在留カード等では１６歳未満において不要としているが、特定在留カード等ではどのような運用を予定しているか。資格試験や特定興行の本人確認など、１６歳未満でも顔写真付き本人確認書類が必要となるケースは少なくなく、マイナンバーカード側に寄せる（２歳以上から顔写真必須）か、旧住基カードのように選択制にするのが良いのではないかと考える。	別途意見公募手続を実施している出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令案において、在留カード等に顔写真を表示しないこととする基準は、交付の時点で外国人が１歳未満であることにすることとしています。
3	旅券提示ができない場合はその理由を提示すれば通るのは偽造ができるのでは、と懸念する。 外国人の身分証明書は旅券で本人確認することを必須にするべきである。	同様の規定については、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和５６年法務省令第５４号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成２３年法務省令第４４号）についても規定されているところ、本邦に適法に在留する外国人の中にも、例えば無国籍者や難民など、様々な事情により有効な旅券を有しない者がいることから、御意見のような規定を置くことは困難であると考えています。

		その上で、特定在留カード等の交付に際して行う本人確認については、旅券を提示できない理由を記載した書面の提出だけで足りるものではなく、相当の書類の提示を求めることとしています。 なお、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号。以下「入管法」といいます。）第１９条の１５の２第２項の申請及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号。以下「入管特例法」といいます。）第１６条の２第２項の申請は、住居地届出等とみなされる届出に併せて行うものであるところ、当該届出を行うに当たって、在留カード等を提出する必要があります（入管法第１９条の７第３項、第１９条の８第３項、第１９条の９第３項、入管特例法第１０条第４項、第５項）。
4	必要書類がすべて本物であることを確認しないのか。 戸籍謄本や住民票まで偽造して偽造在留カードを作って販売していた事件があるが、本物か確認することも明記すべきではないか。	一般論として、法令の規定により一定の書類の提出又は提示が定められている場合には、必要に応じて真正性を確認しており、当該文書が偽変造されたものであることが判明した場合には、当該規定に基づく書類の提出又は提示がなされなかったものとして取り扱われるところです。このため、御意見のようにあえて真正性を確認すべき旨の規定を設ける必要はないと考えられます。
5	・市区町村窓口による申請・交付は必要ないと考えるが、なぜ入管だけではだめなのか。 ・提示された概要の様式には暗証番号記載欄はないが、窓口端末での直接入力が基本なのか、両方式の可否を明示してください。 ・マイナンバーカードの代理受け取りと特	御意見のうち、今回の案文に係る御質問への回答については、次のとおりです。 ・改正後の入管法・入管特例法では、特定在留カード等交付申請は入管法・入管特例法上の申請・届出に併せてすることができることとされており、この中には

	定在留カード等の代理受領との違いを明確にしてください。なぜマイナンバーカードと同じ条件ではないのか教えてください。 ・延長の上限・複数回の申出の可否、延長期間中の機能制限の有無（署名用・利用者証明用の取扱い）を明確化してください。 ・市区町村窓口の実務に直結する事項（暗証番号の届出方法、代理受領の要件、直送の可否、出頭不要の判断など）について、施行前に詳細な運用通知・標準マニュアル・ＦＡＱの公開をしてください。 ・入管と市区町村の役割分担・連絡ルートを明示し、問い合わせ窓口（入管庁/Ｊ－ＬＩＳ／総務省）の責任範囲を住民向けにも分かりやすく整理してください。 ・入管ルート・市区町村ルートで届出方式が異なる場合、様式・端末仕様・入力手順の差異を整理したガイドを用意してください。 ・本人の自己管理用の「暗証番号記載票」を交付してよいか、自治体が受け取らない・複写しない・保管しない原則を明文化してください。 ・障害や言語の事情で本人入力が困難な場合の「その場限りの入力補助」の可否と留意点（覗き見防止・記録禁止）をガイドライン化してください。 ・本人出頭が困難な場合において、疎明に足りる資料の例示リスト（病状の証明、長期入院、障害、１６歳未満、在外滞在、在宅介護等）を示し、自治体判断の幅を明確化してください。 ・法定代理人以外の第三者が受領する際の「権限資料（委任状等）」の標準様式・要件（署名・押印・本人確認の方法）を示してください。 ・申請段階の取次者と交付段階の代理人の役割区分、併任可否、必要書類の違いを明	いわゆるみなし住居地届出も含まれているところ、この届出は市町村の事務所で行うこととなることから、今回の案文でも、市町村の事務所に出頭して行う手続について規定しているものです。 ・特定在留カード等の個人番号カードとしての機能に係る暗証番号については、暗証番号設定依頼書に記載していただくことを予定しております。その上で、同書の様式については、今後当庁から発出する予定の要領において定めることを想定しているため、案文には含まれていません。 ・特定在留カード等の交付申請及び受領に係る出頭義務及びその解除の在り方については、入管法・入管特例法が在留管理の観点から課している出頭義務と、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）が厳格な本人確認の観点から課している出頭義務を両立する観点から、両者を参酌しつつ立案したものです。 ・特定在留カード等の個人番号カードとしての機能に係る有効期間の変更の対象となる事由に複数回該当することは観念されません。また、当該変更の場合にも、併せて電子証明書の発行を受けることにより、引き続き電子証明書を利用することができます。 そのほか、運用面にわたる事項に係る御意見については、案文に盛り込むことは困難ですが、関係省庁において共有の上で今後の参考といたします。

	文化してください。 ・出頭不要の場合に必要な照会・回答の代替手段（オンライン照合、ビデオ面談等）の可否を検討してください。 ・施行日が６月と差し迫ってますが住民に対する周知をどのようにするのか教えてください。 ・個人番号カード機能の失効事由・再発行の要件・手数料の有無を住民向けにも明確化してください。 ・従来のマイナンバーカード交付運用との差異（交付時ＰＩＮ設定が原則不要、申請時届出に変更等）を明確に周知してください。	